

県民コメント実施結果

計画の見直しに当たって、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）大綱」を示し、「埼玉県県民コメント制度に関する要綱」に基づき県民コメントを実施しました。

- 実施期間：令和元年12月17日（火）～令和2年1月16日（木）
- 意見総数：28件（7人）

《内容》

第4章 温室効果ガス削減目標 6件

（温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げるべき など）

第5章 地球温暖化対策（緩和策） 20件

(1) 産業・業務部門 5件

（県内企業の地球温暖化対策、SDGs への取組促進につながる具体策を講じるべき など）

(2) 家庭部門 4件

（家庭用省エネ設備の導入支援を継続すべき など）

(3) 運輸部門 4件

（電気自動車等へ転換する施策を推進すべき など）

(5) 吸収源対策 1件

（宅地造成に当たって緑地開発規制を強化すべき）

(6) 部門横断的対策 6件

（県民に地球温暖化の影響やその対策等について知ってもらう機会を提供すべき など）

第7章 計画の推進・進行管理 2件

（エネルギー政策の転換など国主導の部分については国に提案等をすべき など）

「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」に対する御意見と県の考え方

意見数 28件(7名)

(反映状況の区分)

A: 意見を反映し、案を修正したもの	1件
B: 既に案で対応済みのもの	6件
C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	19件
D: 意見を反映できなかったもの	1件
E: その他	1件

番号	大綱頁	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
第4章 温室効果ガス削減目標					
1	17	第2章3(3)に記載されている温室効果ガス排出量と第4章(2)(図4-1、表4-2)の排出量が一致しないのではないか。	1	実行計画(第1期)では、電力排出係数を2005年度の値に固定して算定した温室効果ガス排出量により進捗管理を行っていること及び今回の計画策定に際して、排出量算定に用いる統計資料の見直しを行ったため、第2章と第4章に記載された排出量は一致しません。また、図4-1、表4-2の2015年度排出量はBAU推計値であったため、修正します。	A
2	18	「1(3)削減目標の設定」第1期と基準年が変わることで、達成度が分かりにくくなるため、第1期と第2期の数値の乖離が分かる図が必要。また「2050年以降のできるだけ早期」の脱炭素社会における数値も記載し、ギャップをどう埋めていくかという方策を提示してほしい。	1	実行計画(第1期)では、電力排出係数を2005年度の値に固定して算定した温室効果ガス排出量により進捗管理を行っているため、今回の目標と単純に比較を行うことが出来ません。2030年度以降も見据えて目指すべき将来像の実現に向けて取組を進めてまいります。	D
3	18	「1(3)削減目標の設定」IPCC「1.5℃特別報告書」にあるように、2030年に2010年度比45%(40~60%)削減を目指す必要がある。この目標を実現するための課題等にも言及し、より困難でも削減率の高い道を選択するか、県民に考える機会を提供して削減率を決定し取組を進めることが必要。	2	本計画は、目標達成の手段を県民や事業者に示すことが出来る目標にすべきという考え方にに基づき、削減量を積み上げて目標を設定していますが、計画の実施段階では目指すべき将来像の実現に向けてできるだけ高い削減を目指してまいります。	C
4	20	「第4章 2 推進の方向性」に以下の文言を追加。 (4) 自然に適した質素な生活及びエネルギーの節約、儉約太陽の昼間時刻と生活時刻の乖離を少なくする。	1	家庭部門の緩和策「ライフスタイルの見直し」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
5	20	県の庁舎では、再生可能エネルギーを使用しているのか。また、導入目標はあるのか。	1	県のガイドラインに基づき、建物の新築・改築時などに太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を進めています。なお、導入目標は設定していません。	E
第5章 地球温暖化対策(緩和策) (1)産業・業務部門					
6	22	気候変動債や温暖化防止債など、温暖化が分かるネーミングの債券を発行して、集めた資金で太陽光発電の設置や再生可能エネルギーを増やしたり、CO2を削減する事業へ投資し、債券購入者は経済的恩恵が得られる仕組みを考えてはどうか。	1	再生可能エネルギーの普及促進や事業活動における削減対策などの実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
7	22	「①・環境分野におけるSDGsの取組の促進」地球温暖化対策に関連するSDGs目標を体系として可視化したことは意義深く、企業の事業活動がSDGs達成に貢献できることが一目で理解できる。さらに、SDGsに取り組む企業を支援するために、県が具体策を講じることは、県内企業の地球温暖化対策及びSDGsへの取組促進につながることを期待している。	1	御意見を参考にして、SDGsの取組の促進に努めてまいります。	C
8	23	「②・県立小児医療センターにおける省エネの推進」省エネ・BCPに資する病院等の県有施設を整備促進していくことが、温暖化対策だけでなくBCP・防災対策の面からも重要。さらに、コージェネレーションシステムを導入した県有施設を核として、周辺地区への面的な熱や電気の融通拡大を検討するとよい。	1	御意見を参考にして、県有施設の省エネ対策、BCP対策やエネルギーの面的利用の拡大を検討してまいります。	C
9	24	「③・県有施設のエコオフィス化改修の推進」に以下の文言を追加。 県庁をはじめ、県有施設の月毎のエネルギー(電気、ガス、灯油、プロパン、ガソリン、水道等)使用量を公表し、節約に努める。	1	県庁における温室効果ガス排出削減計画を策定し、県庁の温室効果ガス排出量を公表しています。いただいた御意見は施策の実施段階において参考にさせていただきます。	C
10	25	「④オフィスや街区の低炭素化」商業施設、マンションや外灯について、必要以上の照明利用がないか、促すべき。	1	施策「目標設定型排出量取引制度の推進」や「ライフスタイルの見直し」などにより、引き続き照明の適正利用を促進してまいります。	B

番号	大綱頁	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
第5章 地球温暖化対策(緩和策) (2)家庭部門					
11	26	温暖化対策のため、適正な室内温度の調整、使わない電気製品のコンセントを外すなどの取組を行うべき。	1	施策「ライフスタイルの見直し」や「エコライフDAYの推進」により、引き続き省エネの取組を促進してまいります。	B
12	26	「①省エネ設備の導入促進」 県の家庭用燃料電池等省エネ設備導入支援は、導入者への経済的支援ということだけでなく、県が省エネ設備として認定し導入を奨励しているという意味もあり、支援を継続すべき。	1	引き続き「省エネ設備の導入促進」に取り組んでまいります。	B
13	26	「②・ライフスタイルの見直し」に以下の文言を追加。 生活時間の早寝早起き、冷暖房を極力使わない、自家用車を公共交通機関に替える。	1	施策「ライフスタイルの見直し」や「エコライフDAYの推進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
14	26	家庭部門における緩和策について、以下を追記。 ・生産から輸送・使用・廃棄まで CO ₂ 排出量の少ないものを購入する。 ・電力や化石燃料・水道の使用を必要最小限とする。 ・自家用車を控え、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用する。 ・CO ₂ 削減に取り組む企業や団体を支援する。 ・植物は CO ₂ を吸収するので、大切にす。	1	産業・業務部門、家庭部門、吸収源対策の対策の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
第5章 地球温暖化対策(緩和策) (3)運輸部門					
15	28	助成制度の拡張を検討し、自動車をガソリン車から電気自動車等へ転換する施策を強力に進めるべき。	1	施策「EV・PHVの普及推進」や「燃料電池自動車の導入促進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
16	28	「①次世代自動車の普及推進」に以下の文言(下線部)を追記。 CO ₂ を排出しない電気自動車(但し発電所でCO ₂ は排出する)	1	御意見の内容について、「走行時にCO ₂ を排出しない」と表現しております。	B
17	28	「①・公用車への次世代自動車率先導入」に以下の文言を追加。 公用車を使わず、公共交通機関を活用する。	1	「③自動車から公共交通機関等への利用転換」に掲げる施策により、引き続き公共交通機関や自転車の利用を進めます。	B
18	29	「③自動車から公共交通機関等への利用転換」 自動車による近距離移動のメリット・デメリットや、走行距離当たりのCO ₂ 排出量を示すべき。	1	施策「公共交通機関の利用促進」や「自転車利用の促進」の実施段階において、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	C
第5章 地球温暖化対策(緩和策) (5)吸収源対策					
19	33	宅地造成に際して、可能な限り緑地を広く確保する義務を土地所有者及び開発関係者に課すなど、緑地開発規制を強化すべき。	1	施策「身近な緑の保全」や「身近な緑の創出」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
第5章 地球温暖化対策(緩和策) (6)部門横断的対策					
20	34	太陽光発電の設置費用は、売電収入等で10年以内に回収できるようになってきたことを自治体が周知すれば、太陽光発電を設置する人が増えると考え。	1	施策「住宅用太陽光発電の普及促進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
21	35	「②・エネルギーの効率的利用の促進」に以下の文言を追加。 エクセルギー(=有効エネルギー)の削減を計る。	1	施策「エネルギーの効率的利用の促進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
22	35	「②・分散型エネルギーの普及推進」 コージェネレーションシステム(以下「CGS」)の普及・啓発を図るためには、県による導入事例集の作成やセミナーの開催、相談窓口機能の強化のほか、CGS導入診断を実施して導入ニーズを掘り起こすことが重要。また、面的利用促進策として中小企業に限定せず大企業も活用できる導入支援策が必要。	1	施策「分散型エネルギーの普及推進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
23	36	環境教室、講演会や勉強会等の活用により、県民に生物多様性・緑化・水循環等の必要性や、地球温暖化の影響により災害が多発していることを県民に周知すべき。	1	施策「地球温暖化対策の普及啓発」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
24	36	自主的に授業を行っている行田市などを参考に、小学校や中学校で温暖化防止や気候変動の授業を必須とすることで、家庭への温暖化防止の意識の浸透を図ってはどうか。	1	施策「学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
25	36	「③環境教育の推進、環境活動の促進」 家庭部門も含めて、キャップ・アンド・トレードを疑似体験するワークショップを開いたり、イベント開催時にカーボンオフセットするなどして、人間が作り出したCO ₂ は自分たちで回収なくてはいけないという意識が定着するような試みを行ってほしい。	1	施策「地球温暖化対策の普及啓発」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

番号	大綱頁	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
第7章 計画の推進・進行管理					
26	47	「1(1)⑥国等への提案・要望」に以下の文言を追加。 日本のグリニッチとの時差を8時間から9時間への変更を国へ提案する。 生活時刻はそのまま、太陽のみ遅く昇り没し、人間側は早寝早起きとなる。	1	家庭部門の緩和策「ライフスタイルの見直し」の実施段階において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
27	47	「1(1)⑥国等への提案・要望」 エネルギー政策の転換は国主導になるので、県としての削減努力の限界を超える部分は、他都県とも共同し、制度見直しを積極的に提案・要望してほしい。	1	再生可能エネルギーの普及拡大などについて、引き続き国への要望を行ってまいります。	B